

新型コロナウイルス感染症対策の見直しについて

2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症は2類(相当)から5類に移行されます。

これに伴い松下電機製作所ではこれまでの感染症対策を見直します。よろしくご協力致します。



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について（ポイント）

参考資料

※ 本資料は、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）について、補足資料も加えつつポイントをまとめたものである。

○新型コロナウイルス感染症は、5月8日から5類感染症に

新型インフルエンザ等感染症

入院措置などの行政の強い関与
限られた医療機関による特別な対応

5類感染症

幅広い医療機関による自立的な通常の対応
行政は医療機関支援などの役割に

医療提供体制

幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療体制に向けて、必
となる感染対策や準備を講じつつ国民の安心を確保しながら段階的に移行

特別対応から通常対
応への考え方の転換

R5. 3月
上旬

5/8

感染拡大？

夏

検証

感染拡大？

冬

検証

R6.4/1

位置づけ変更

新たな体系に向けた取組

Point!



冬の感染拡大に先立って
重点的な取り組みを行う

暫定的な診療報酬措置

診療報酬
介護報酬
同時改定

新たな診療報酬体系

対応する医療機関の維持・拡大を促す。

⇒

外来：4.2万 → 最大6.4万
入院：約3千 → 全病院約8千

入院・外来の医療費

急激な負担増が生じないよう、入院・外来の医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続